

金融庁委託調査

番号情報保護に関する海外制度調査
報告書

平成 23 年 3 月

株式会社野村総合研究所

はじめに

国民共通番号（以下「番号」）が導入される場合、政府のみならず「番号」を取り扱う民間事業者に対しても、一定の「番号」情報保護方策を義務付ける必要が生じると考えられる。ただし、我が国では、既に「個人情報保護法」や、同法を反映した「銀行法」等の法令の一部の規定（以下「個人情報保護等」）において、金融機関を含む個人情報を取り扱う民間事業者に対しては、一定の情報保護方策が義務付けられている。

従って、①「番号」情報を氏名・住所等の一般の個人情報と同列に位置付け、個人情報保護法等の枠組みの中で処理する考え方と、②「番号」情報については、氏名・住所等の一般の個人情報とは（部分的にせよ）異なる取扱いをすることとし、（部分的に、あるいは重複する部分があるにせよ全般にわたり）個人情報保護法等とは別途の枠組みで処理する考え方がある。

また、特に上記②の考え方をとった場合、金融等の特定の分野については特に情報保護が重要であると考えられることから、こうした分野については、他の一般の「番号」取扱い民間事業者に比して、もう一段厳格な「番号」情報の保護方策を採用することも考えられる。

本調査は、上記に関して、アメリカとシンガポールの状況を調査した結果をとりまとめたものである。

目 次

はじめに

1. アメリカ	1
1) 調査結果の概要.....	1
2) 調査結果の詳細.....	3
2. シンガポール.....	10
1) 調査結果の概要.....	10
2) 調査結果の詳細.....	11
3) その他の関連事項.....	17

1. アメリカ

1) 調査結果の概要

(1) 米国の番号制度について

- ・米国では、社会保障番号 (Social Security Number, SSN) が、個人の識別番号として利用されている。当初の導入目的は、社会保障給付支払いの基礎となる個人収入額の記録であったが、現在では、政府による行政サービスのみでなく民間事業者による契約者の本人確認手段等、社会保障以外の目的も含め広範に利用されている。
- ・社会保障番号は9桁の数字から成る。1935年社会保障法を根拠法としており、個人(本人)の申請に基づき、社会保障庁が付番する。

(2) 連邦法

- ・個人情報保護の方策全般について、民間企業を対象にした統一法は無い。分野別に法制度が定められている。
- ・金融サービス近代化法 (Gramm-Leach-Bliley Act of 1999, GLBA) では、銀行・証券・保険・その他の金融業態横断での個人情報保護を規定している。金融機関の保有する個人情報の取扱について、「顧客のプライバシーを尊重し、顧客の非公開情報の安全と秘密を守る積極的かつ継続的な義務を負う」ことを連邦の方針として明記している。
- ・規定の主要なポイントは以下の通りである。
 - ① プライバシー・ポリシーの作成と開示。金融機関は、プライバシー・ポリシーを策定し、顧客との取引が開始される時点及びその後は1年に1回、そのポリシーを開示する義務を負う (6801条¹⁾。
 - ② 同一社内およびグループ会社間の個人情報の共有・利用は自由とする一方で、グループではない第三者に提供する場合は、顧客に事前にプライバシー通知 (privacy notice) を交付する必要がある (6802条²⁾。このプライバシー通知には、顧客にはオプト・アウト権 (拒否する権利) があることを記載する必要がある (6802条) とともに、どのような情報を集めているのか、どのような第三者と共有する予定なのか、どのように個人情報を守るのかを記載しなければならない (6803条)。
 - ③ 各金融機関の監督を管轄する行政機関は、当方で定める個人情報保護の規定を、金融機関に執行させる任務を負う (6805条³⁾。
- ・なお、銀行の顧客情報に触れた法律としては、**Right to Financial Privacy Act of 1978** が該当する。ただし、これは政府機関による (マネロン防止等を目的とした) 銀行の顧客情報へのアクセスを原則禁止することが趣旨であり、銀行に対する規制等を制定したも

¹ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006801----000-.html

² http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006802----000-.html

³ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006805----000-.html

のではない。この法律は米国愛国者法 (USA PATRIOT Act of 2001) によって改正され、テロ関係の捜査については、政府による個人情報へのアクセスへの制限が緩められている。

(3) カリフォルニア州法 (連邦法と州法との関係)

- ・カリフォルニア州では、加州金融情報プライバシー法 (California Financial Information Privacy Act) が 2004 年に施行されている。これは GLBA よりも厳しい規定を上乗せする形で、金融機関を対象に規制している。
- ・具体的には、金融グループ間での情報共有に関して、GLBA では制限は存在しないのに対して、加州金融情報プライバシー法では顧客にオプト・アウト権を与えることを金融機関に課している。(4053 条(a)4) また、グループ外の第三者との情報共有に関しては、GLBA では顧客にオプト・アウト権を認めているのに対し、加州金融情報プライバシー法では顧客にオプト・イン権を与えており、情報共有に対する顧客の承認を必ず得る必要がある。(4053 条(b)) ただし、完全 (100%) 親子会社間および同じ完全親会社の完全子会社間では、そのような制限なしに情報を共有できる (4053 条(c))。

2) 調査結果の詳細

	アメリカ
I. 法令等の名称	
①民間事業者一般（なければ銀行）における個人情報保護の方策を規定する法令（最上位のもの）の名称（我が国では個人情報保護法）	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般法として個人情報保護の方策を規定する法律は存在しない。分野別に法制度を定めている。 ・ 金融では下記が、個人情報保護に関する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融サービス近代化法（Gramm-Leach Bliley Act, GLBA）1999 制定。金融分野を横断で、個人情報保護に関し規定。 ➤ 公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act, FCRA）1970 制定、1996 改正。個人信用情報について、公正な情報の流通促進と個人情報保護の調和を図る法律。 ・ （参考）金融以外の分野の法制度の事例として下記のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対 ISPs - Stored Communications Act of 1986 ➤ 個人の医療情報を扱う事業者 - Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 ➤ 13 歳未満の子供の個人情報のオンラインでの収集等 - Children's Online Privacy Protection Act of 1998 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加州憲法（California Constitution）において、プライバシー権を「憲法上の権利」として明記している（1 条⁵）。連邦憲法にはなく、また各州の憲法の中でも珍しい規定。 ・ 金融では、加州金融情報プライバシー法（California Financial Information Privacy Act）が 2004 年に施行。GLBA より厳しい個人情報保護の規定をしている。 ・ （参考）金融機関に限らない一般的法制度としては下記のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ スーパーマーケットの会員カードに関する規定（Supermarket Club Card Act） 顧客情報の破棄の方法に係る規定 ➤ カー・ディーラー等の一定の者への規制 ➤ 通信の顧客プライバシーに係る規定

⁵ http://www.leginfo.ca.gov/const/article_1

	アメリカ
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人の医療情報を取り扱う事業者の機密保持に係る規定 ➤ オンラインでの個人情報の収集（Online Privacy Protection Act of 2003）商業目的でウェブサイトまたはオンライン・サービスを運営している者が規制対象
②マネロン防止のための銀行における本人確認について規定する法令（最上位のもの）の名称（我が国では犯罪収益移転防止法）	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行秘密取引の報告等に関する法律（Bank Secrecy Act of 1970） ➤ この法律はマネーロンダリングのおそれのある金融取引について、金融機関に、当該取引を行う者を「特定する情報（identity）」と住所を記録し、かつ財務省に報告することを求めている（5318A 条⁶）。しかし、「特定する情報」に社会保障番号が含まれるかは規定していない。この規定を受けて、連邦規則（Code of Federal Regulations）は、各金融機関に記録・報告義務の詳細を規定している（連邦規則 103.12 - 103.30 条⁷）この中で、当該取引を行う者を「特定する情報」の 1 つとして、もし社会保障番号または納税者番号を持っていたら、そのいずれかを確認しなければならないとしている。また、そのような番号を持っていないことが通常である外国人については、パスポート情報を確認しなければならないとしている。
③「番号」の根拠となる法令（最上位のもの）の名称	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障法（Social Security Act of 1935） ➤ 米国では、社会保障番号（Social Security Number）が個人識別番号として幅広く利用されている。
④銀行の業務を規制する主な法律の名称	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦銀行法（National Bank Act） ➤ （参考）3つの規制機関、(1) 通貨監督庁（The Office of the Comptroller of the Currency, OCC）、(2) 連邦準備制度理事会（The Federal Reserve Board, FRB）、(3) 連

⁶ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode31/usc_sec_31_00005318---A000-.html

⁷ http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr&tpl=/ecfrbrowse/Title31/31cfr103_main_02.tpl

	アメリカ
	<p>邦預金保険機構（The Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC）が、複数州にまたがり営業する銀行を規制。</p> <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加州金融機関法（2009 Financial Institutions Law） <ul style="list-style-type: none"> ➤ （参考）2 つの規制機関、(1) 加州金融局（California Department of Financial Institutions）および(2)連邦預金保険機構（FDIC）が、同州内で営業している銀行を規制
II. 一般的な個人情報保護と「番号」情報保護の関係	
①銀行、証券、保険の分野における顧客の「番号」情報の法令上の保護方策（規制・義務・刑事罰）の概要	
1.顧客の「番号」情報の目的外利用の禁止	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「番号」に特化した情報利用の保護規定はない。顧客情報の一部として「番号」は扱われる。 ・ 金融機関は、系列関係があれば情報共有・利用に制限無し。非系列関係の第三者であれば、情報共有に関して顧客にオプト・アウト権等の事項を記載したプライバシー通知を事前に提供する必要がある。業務委託先に情報提供した場合は、利用目的が制限される。（GLBA6802 条⁸） ・ 信用情報の提供を、信用評価や従業員採用など一定の目的範囲に限定（FCRA1681 b 条⁹） <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加州金融情報プライバシー法は、GLBA よりも厳しい規定を上乗せ。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融グループ間での情報共有に関して、GLBA では制限は存在しないのに対して、顧客にオプト・アウト権を与えることを金融機関に課している。（4053 条(a)） ➤ グループ外の第三者との情報共有に関して、GLBA では顧客にオプト・アウト権を認めているのに対し、カリフォルニア州法では顧客にオプト・イン権を与えており、情報共有に対する顧客の承認を必ず得る必要がある。（加州法 4053 条(b)）ただし、完全（100%）親子

⁸ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006802----000-.html

⁹ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00001681---b000-.html

	アメリカ
	会社間および同じ完全親会社の完全子会社間では、そのような制限なしに情報を共有できる。(4053条(c))
2.権限の無い者等への顧客の「番号」情報提供の禁止（目的外提供の禁止）	同上
3.漏洩防止のための内部管理体制の整備・従業員の監督義務	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に顧客の個人情報を保護するためのスタンダードを設けることを義務づけている。また、そのスタンダードの内容は、顧客の個人情報を保護するべく、「administrative（組織監督上）、technical（技術上）、physical（物理上）」のセーフガードを設けることを金融機関に要求するものでなければならない、と規定（GLBA6801条¹⁰）。 GLBA6801条に基づいて設けられたセキュリティガイドライン（Interagency Guidelines Establishing Information Security Standards¹¹）は、具体的な要件、内部管理体制を規定。 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に限らず、全ての事業者に対し、個人情報を保護するための、セキュリティに関する手続とプラクティスを確立・実行することを求めている。（加州民法 1798.81.5.条¹²）対象者は金融機関に限らず、全ての事業者に及んでいる。結果的に GLBA に上乗せする形になっている。米国では、憲法で連邦政府に留保されている一定の事項を除いては、連邦ではなく州に管轄があるので、この上乗せには問題はない。
4.「番号」情報のデータ処理等を外部に委託する場合の制限や委託	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関において外部委託する場合の監督義務を規定している（GLBA6801条）。

¹⁰ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006801----000-.html

¹¹

<http://www.federalreserve.gov/boarddocs/press/boardacts/2001/20010117/attachment.pdf>

¹²

<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=civ&group=01001-02000&file=1798.80-1798.84>

	アメリカ
先の監督義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティガイドラインに、顧客の個人情報を外部のサービス・プロバイダーが保持する場合の規定が含まれている¹³。
5.データの暗号化等、IT技術を活用したセキュリティ・漏洩防止対策を行う義務	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に顧客の個人情報を保護するためのスタンダード設定を要求（GLBA6801条¹⁴）。 ・ セキュリティガイドラインに、アクセス・コントロール、暗号化、その他のITに関する規定が含まれている¹⁵。 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に限らず、全ての事業者に対し、番号情報について、商品・サービスにアクセスするためのカードに番号を印刷すること、パスワード無く番号情報にアクセスさせること、番号を郵送物に印刷すること等を禁止している（加州民法1798.85条）。
6.行政機関等によるエンフォースメント（報告徴収、立入検査、是正命令等）	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を監督する各機関（通貨監督庁(OCC)、連邦準備制度理事会(FRB)、連邦預金保険機構(FDIC)、貯蓄金融機関監督局(OTS)、全米信用組合管理機構(NCUA)、証券取引委員会(SEC)、連邦取引委員会(FTC) および各州の保険監督局は、管轄する金融機関に対し、同法に定める個人情報保護の規定を執行させる任務を負う。（GLBA6805条¹⁶）同条では、具体的に報告徴収、立入検査、是正命令等を定めていない。また、同条のエンフォースメントを具体的に規定した連邦規則もない。したがって、具体的なエンフォースメントについては、個々の監督機関であるFRB、OTS、OCC、FDIC、

¹³ 具体的には、次の3つの事項を行う必要がある。

- (i) 適切な慎重さ (appropriate due diligence) をもって外部の委託先を選定する。
- (ii) 外部の委託先に、このガイドラインに規定された内容を遵守するのに適切な措置を施すことを約束させる契約を締結する。
- (iii) 外部の委託先が(ii)の契約上の義務を遵守しているか否かをモニタリングする。

¹⁴ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006801----000-.html

¹⁵ アクセスコントロールには、物理的コントロール（施設への不法侵入の防止等）と論理的コントロール（ハッキングの防止等）の双方が含まれる。また、アクセスコントロールは、外部からのアクセスの防止だけでなく、自社従業員のうち権限のない者によるアクセスの防止も含まれる。

¹⁶ http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00006805----000-.html

	アメリカ
	NCUA、SEC、CFTC、FTC、各州の保険監督局が、一般的に持っている権限を応用できる限度内で行うことになる ¹⁷ 。
7.意図的な漏洩等に対する刑事罰（法人または個人）の有無	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GLBA 違反に対する罰則はない。 ・ なお、2003年に、GLBA 違反に対する罰則を設ける金融機関プライバシー保護法（Financial Institution Privacy Protection Act of 2003）の法案が、連邦上院の委員会に提出されたが、立ち消えになった¹⁸。提案された罰則の内容は次のとおり¹⁹。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融機関に対し、違反一件毎に最大\$100,000 の罰金²⁰。 ➤ 当該金融機関の役員および取締役に対し、違反一件毎に最大\$10,000 の罰金²¹。 ➤ 当該金融機関の役員および取締役に対し、最長 5 年間の懲役。 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加州金融情報プライバシー法における違反に対する罰則は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該金融機関に対し、違反一件毎に\$2,500 の罰金。ただし、違反が、故意や重過失ではなく、過失にすぎない場合には、違反の件数がどれだけ多くても、合計金額の上限が\$500,000。(4057 条(a), (b)) ➤ 上記の違反の結果、当該個人がアイデンティティ・セフト（社会保障番号、氏名、住所、生年月日等の他人の識別情報を盗用して金品／サービス

¹⁷ これらの監督機関は、第 6805 条に規定された「法執行責任」の履行として、金融機関が顧客に提供すべきプライバシー通知の書式を、合同で作成した。

¹⁸ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d108:s.01458>:

¹⁹ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c108:S.1458>:

²⁰ ただし、この罰金は、被害にあった個人が民事訴訟で請求するもの。英米法特有の民事罰（civil penalty）と呼ばれる制度。民事訴訟で請求されるものだが、民事上の損害賠償請求権ではない。なぜなら、損害のいかんにかかわらず支払われるものであり、かつ、損害の補填ではなく処罰を目的にしているからである。日本等の大陸法における民事と刑事の中間に位置する制度である。なお、ここで提案されていた民事罰は、民事罰の中でもさらに特殊であり、連邦司法長官が訴訟を提起するものとされている。

²¹ 脚注 20 と同じ。

	アメリカ
	を詐取し、本人に債務を負わせる行為) の被害にあった場合には、上記の罰金の額は 2 倍になる。 (4057 条(c))
②上記①において、氏名・住所等の一般の個人情報と取扱いが異なる(内容は同じで根拠法令だけが異なる場合を含む) ところはないか(=「番号」情報はあくまで個人情報の一つと位置付けられているに過ぎないのか)。仮に異なる部分がある場合、その異なる部分の内容	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> 存在しない。金融機関に対する規制では、番号も含めて全ての個人情報は同じ扱い。 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「番号」情報を一般の顧客情報と区分して規制する法律として、金融機関に限らず、全ての事業者に対し、番号情報について、商品・サービスにアクセスするためのカードに番号を印刷すること、パスワード無く番号情報にアクセスさせること、番号を郵送物に印刷すること等を禁止している(加州民法 1798.85.条)。
III. 特別な分野における「番号」情報の保護方策	
①金融、医療、情報通信等、「番号」情報の保護が特に重要と考えられる特定の分野において、「番号」を取り扱う一般の民間事業者(雇用者として社員の番号情報を取り扱う企業を含む)に比して、特別な「番号」情報保護の方策(規制・義務・刑事罰)が課されている例があれば、その主なものの概要。特に金融(銀行、証券、保険)においてそういう例があれば、その詳細。	<p>【連邦】</p> <ul style="list-style-type: none"> GLBA で、金融分野(銀行・証券・保険・その他の金融業態)での、「番号」を含む個人情報保護を規定している。 <p>【加州】</p> <ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア金融情報プライバシー法が 2004 年に施行され、GLBA よりも厳しい規定を上乗せする形で、金融機関を対象に規制している。

2. シンガポール

1) 調査結果の概要

- ・ シンガポールでは、一般法としての個人情報保護法は制定されておらず、銀行法を初めとする業法において、個人情報の保護措置が図られている。
- ・ 国民を統一的に識別する番号には、「国民登録カード番号²²」（以下カギ括弧を付けて「番号」と表記する。）があり、官民間問わず、幅広く、特定の個人を識別する用途に使われている。
- ・ 「番号」の根拠法令は、国民登録法であり、この「番号」の利用を制限する規定はない。「番号」は、個人情報の一つとして取り扱われており、特別な保護措置はとられていない。
- ・ 銀行法では、顧客情報の保護という位置づけで、個人情報の保護が規定されている。同法では、「番号」は、顧客情報の一部として取り扱われており、「番号」のみを規制する規定はない。
- ・ 顧客情報は原則非開示であるものの、顧客である本人が同意した場合、法令に基づく場合、顧客に債務不履行があった場合等、名前や「番号」等の顧客情報の開示（disclosure）を認める例外規定が定められている。
- ・ 銀行法に付随するマネーロンダリング防止に係る規定では、銀行に対して、「番号」や出生証明番号等の顧客の ID 番号の取得、検証、管理が義務づけられている。
- ・ 金融機関内部における「番号」の利用について、法的拘束力のある規制は定められていない。なお金融機関に対する一般的な内部統制に係るガイドラインは定められている。
- ・ 証券分野では証券先物法が、保険分野では保険法があり、両法ともに顧客の「番号」又は「番号」と紐づく顧客情報に係る明示的な規定はない。当該両法に係るデータ処理を外部に委託する場合の制限やセキュリティ義務、行政機関等によるエンフォースメントは、銀行法に係る規定と類似している。
- ・ また、適切に個人情報の保護を実施している民間事業者を認証する「TrustSG」マーク制度が発達しており、この制度が実質的に機能している。

²² 原文（英語）の名称は、「National Registration Identification Card number」である。

2) 調査結果の詳細

シンガポール	
I. 法令等の名称	
①民間事業者一般（なければ銀行）における個人情報保護の方策を規定する法令（最上位のもの）の名称（我が国では個人情報保護法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンガポールでは、一般法としての個人情報保護法は制定されていない。 ・ 銀行に対する個人情報保護の方策を規定する最上位のものは、銀行法（BANKING ACT）である。
②マネロン防止のための銀行における本人確認について規定する法令（最上位のもの）の名称（我が国では犯罪収益移転防止法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネーロンダリング防止・テロ資金対策に係る通知 (Notice to Banks on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism [MAS Notice 626])
③「番号」の根拠となる法令（最上位のもの）の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民登録法（NATIONAL REGISTRATION ACT (CHAPTER 201), REVISED EDITION 1992)
④銀行の業務を規制する主な法律の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法（BANKING ACT (CHAPTER 19), 2008 REVISED EDITION) ・ 銀行規則（BANKING REGULATIONS 2001) <p>※証券分野では、証券先物法 (Securities and Futures Act) が、保険分野では、保険法 (Insurance Act) がそれぞれある。</p>
II. 一般的な個人情報保護と「番号」情報保護の関係	
①銀行、証券、保険の分野における顧客の「番号」情報の法令上の保護方策（規制・義務・刑事罰）の概要	
1.顧客の「番号」情報の目的外利用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号は、顧客情報の一部として取り扱われており、番号情報のみを規制する規定はない。以下、関連する法令等の規定を示す。 <p>【国民登録法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民登録カード及び同カードの番号の目的外利用の禁止に関する規定はない。

	シンガポール
	<p>【銀行法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 47 条： 顧客情報は、銀行法で規定する場合を除き、いかなる方法においても開示されることがあってはならない。 ・ ただし、同法表 3 において、名前や「番号」等の顧客情報の開示を認める例外規定が定められている。主な例外規定を次に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本人が文書で許可した場合 ➤ 法令等で定められている場合 ➤ 顧客の債務不履行があった場合 <p>【証券先物法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明示的な規定はない。 <p>【保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明示的な規定はない。
2.権限の無い者等への顧客の「番号」情報提供の禁止（目的外提供の禁止）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号は、顧客情報の一部として取り扱われており、番号情報のみを規制する規定はない。以下、関連する法令等の規定を示す。 <p>【国民登録法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民登録カード及び同カードの番号の目的外利用の禁止に関する規定はない。 <p>【銀行法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 47 条： 顧客情報は、銀行法で規定する場合を除き、いかなる方法においても開示されることがあってはならない。 ・ ただし、同法表 3 において、名前や「番号」等の顧客情報の開示を認める例外規定が定められている。主な例外規定を次に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本人が文書で許可した場合 ➤ 法令等で定められている場合 ➤ 顧客の債務不履行があった場合

	シンガポール
	<p>【証券先物法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明示的な規定はない。 <p>【保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明示的な規定はない。
3.漏洩防止のための内部管理体制の整備・従業員の監督義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号は、顧客情報の一部として取り扱われており、番号情報のみを規制する規定はない。 <p>【銀行法・証券先物法・保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を対象とするものとして、「内部統制ガイドライン」が策定されており、一般的な内部統制に係る行動規範やチェックリストが示されている。
4.「番号」情報のデータ処理等を外部に委託する場合の制限や委託先の監督義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号は、顧客情報の一部として取り扱われており、番号情報のみを規制する規定はない。以下、関連する法令等の規定を示す。 <p>【国民登録法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民登録カード及び同カードの番号の外部委託に係る制限等に関する規定はない。 <p>【銀行法】（通知 634、通知 1108）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客情報を外部委託する場合、機密保持条項を締結すること、運用状況の年次レポートを作成して通貨監督庁に提出すること、顧客情報の機密漏洩等があった場合に委託契約を終了できる契約にすること、事故発生時に通貨監督庁に通知すること等が規定されている。 ・ また、海外の事業者に委託する場合、当該事業者の監督機関から、書面によって、通貨監督庁が当該金融機関の文書や記録にアクセスできることを確認できるようにすることが規定されている。 <p>【銀行法・証券先物法・保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を対象とするものとして「外部委託ガイドライン」

	シンガポール
	<p>が策定されており、顧客情報は契約の範囲内で取扱い、必要最小限の範囲で委託先に提供すること、委託先を監督すること、銀行業を営んでいる場合は通知 634 を遵守すること等が規定されている。</p>
<p>5.データの暗号化等、IT技術を活用したセキュリティ・漏洩防止対策を行う義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号は、顧客情報の一部として取り扱われており、番号情報のみを規制する規定はない。 <p>【銀行法・証券先物法・保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を対象とするものとして、「インターネットバンキング及び技術リスク管理ガイドライン」が策定されており、IT技術を活用したセキュリティ・漏洩防止対策に係る行動規範やチェックリストが示されている。 <p>【証券先物法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 37 条 1 項(d)-(iii)に及び同法に基づく「市場規制ガイドライン」において、十分なセキュリティ対策を図ることとされている。
<p>6.行政機関等によるエンフォースメント（報告徴収、立入検査、是正命令等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号情報のみを対象とするエンフォースメントの規定はない。以下、関連する法令等の規定を示す。 <p>【銀行法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 43 条： 当局は、シンガポールに所在する各銀行及びその海外支店で管理される帳簿の機密保持の状況を、時々検査する。 ・ 第 44 条： 当局は、預金者や債権者の利益を損なう行為が行われていると信じる理由がある場合は、いかなる時でも、シンガポールに所在する各銀行を捜査する。 <p>【証券先物法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 150 条： 当局は、取引事業者等の帳簿を検査する。 <p>【保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 40 条： 当局は、時々、登録保険者及び保険仲介者の帳簿を検査する。

	シンガポール
7.意図的な漏洩等に対する刑事罰（法人または個人）の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号情報の漏洩等のみを対象とする刑事罰の規定はない。以下、関連する法令等の規定を示す。 <p>【国民登録法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 条 2 項： 国民登録カード（NRIC）の不法所持、偽造カードの利用、なりすましなどの不正利用は、1 万ドル以下の罰金又は 10 年以下の禁固刑又はその両方の罰則が科される。 <p>【コンピュータ不正使用法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条 1 項： 意図的にコンピュータの不正利用した場合は、5 千ドル以下の罰金又は 2 年以下の禁固刑又はその両方の罰則が科される。2 回目以降は 1 万ドル以下の罰金又は 3 年以下の禁固刑又はその両方の罰則が科される。 ・ 第 3 条 2 項： 不正利用の結果、損害を与えた場合は、5 万ドル以下の罰金又は 7 年以下の禁固刑又はその両方の罰則が科される。 <p>【銀行法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 47 条 6 項： 顧客情報を漏洩した場合、個人の場合は 12 万 5 千ドル以下の罰金又は 3 年以下の禁固刑又はその両方、個人以外の場合は 25 万ドル以下の罰金が科される。 <p>【証券先物法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 43 条において、セキュリティ対策等の規定に違反した場合は、15 万ドル以下の罰金が科され、連続する違反の場合はさらに 1 万 5 千ドル／日等が科される。 <p>【保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 40 条 5 項： 検査で違反が判明した場合は、5 万ドル以下の罰金又は 2 年以下の禁固刑又はその両方が科される。

シンガポール	
8.その他	<p>【銀行法・証券先物法・保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制ガイドライン（リスクマネジメントガイドラインの一つ）3.2項： マネロン防止等の観点から、顧客の識別は、十分な身元確認と公的な存在証明の取得を、契約前に実施することが求められている。
②上記①において、氏名・住所等の一般の個人情報と取扱いが異なる（内容は同じで根拠法令だけが異なる場合を含む）ところはないか（＝「番号」情報はあくまで個人情報の一つと位置付けられているに過ぎないのか）。仮に異なる部分がある場合、その異なる部分の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「番号」情報は、あくまで個人情報の一つとして位置付けられている。
III. 特別な分野における「番号」情報の保護方策	
①金融、医療、情報通信等、「番号」情報の保護が特に重要と考えられる特定の分野において、「番号」を取り扱う一般の民間事業者（雇用者として社員の番号情報を取り扱う企業を含む）に比して、特別な「番号」情報保護の方策（規制・義務・刑事罰）が課されている例があれば、その主なものの概要。特に金融（銀行、証券、保険）においてそういう例があれば、その詳細。	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールでは、一般法としての個人情報保護法は制定されておらず、銀行法を初めとする業法において、個人情報の保護措置が図られている。 金融分野では、顧客情報の保護という位置づけで、個人情報の保護が規定されている。「番号」は、顧客情報の一部として取り扱われており、「番号」のみを規制する規定はない。 銀行法では、顧客である本人が同意した場合の他、顧客に債務不履行があった場合は、顧客の名前や「番号」を含むID情報の開示が認められている。 マネーロンダリング防止に係る規定では、「番号」や出生証明番号等の顧客のID番号の取得、検証、管理が義務づけられている。

3) その他の関連事項

(1) シンガポール通貨監督庁における法令等の効力の整理²³

シンガポール通貨監督庁から出される法令等は、次の 8 種類に分類され、法的拘束力を持つのはこのうち、(1)法、(2)規則・命令・宣言・通告、(3)司令等の 3 種類。

法的拘束力はないものの、(4)ガイドラインは通貨監督庁による監査の評価につながりうるとして、遵守が要請されている。(5)規約も同様に法的拘束力はないが、規約違反は、社会的制裁につながりうるとして、遵守が要請されている。

【法的拘束力を持つ法令等】

- (1) 法 (Acts)
- (2) 規則・命令・宣言・通告 (Subsidiary legislation: Regulations, Orders, Declarations, Notifications)
- (3) 指令等 (Directions)
 - a) 指令 (Directives)
 - b) 通知 (Notices)

【法的拘束力を持たない法令等】

- (4) ガイドライン (Guidelines)
- (5) 規約 (Codes)
- (6) 行動規範 (Practice Notes)
- (7) 回覧 (Circular)
- (8) 政策 (Policy Statements)

²³ “Classification of Instruments Issued By MAS”,
http://www.mas.gov.sg/legislation_guidelines/Explanation%20of%20MAS%20Instruments.html

(2) 情報通信開発庁による個人情報保護の取り組み

シンガポールにおける個人情報保護制度は、情報通信開発庁 (Infocomm Development Authority of Singapore, IDA) 資料²⁴に基づく、影響力の大きい伝統的なコモン・ローと、個人情報の利用を規制するために適宜整備した法令の両方によって構成される。個人情報は、一般的な法令における守秘義務規定の他、銀行法、統計法、公務員機密法などの個別法によって保護される。

IDA では、2002 年に民間団体とともに、国際的な個人情報保護の標準と整合する「民間分野におけるデータ保護規格」(Model Data Protection Code for the Private Sector) ²⁵を策定した。この規格において、個人情報には、次が含まれると解説されており、国民登録番号は、個人情報の一つとして見なされている。

- ・ 名前、年齢、体重、身長
- ・ 国民登録番号 / 外国人番号
- ・ 医療記録
- ・ 収入、購買・消費習慣
- ・ 人種、民族起源
- ・ 血液型、DNA コード、指紋
- ・ 婚姻状態、宗教
- ・ 教育
- ・ 自宅住所・電話番号

現在、この規格に基づく認証制度として、「TrustSG」マーク制度を民間団体が運用しており、IDA はこの制度の普及を推進している。TrustSG マークは、我が国におけるプライバシーマーク制度と同様に、民間事業者が任意で取得する認証であり、民民間の取引を円滑するのに寄与している。

TrustSG マーク



Your Reputable and Reliable Trustmark for e-merchants

²⁴ <http://www.ida.gov.sg/Policies%20and%20Regulation/20060627155443.aspx>

²⁵ http://www.trustsg.com.sg/downloads/Data_Protection_Code_v1.3.pdf

(3) マネーロンダリング対策における番号利用

「マネーロンダリング防止・テロ資金対策に係る通知 (MAS Notice 626)」において、銀行は、顧客情報として、自然人の場合は、次の情報を取得して記録することが求められている。

- ・フルネーム
- ・特定の個人を識別することのできる番号 (「番号」、出生証明番号、パスポート番号等)
- ・存在する住所、電話番号
- ・生年月日
- ・国籍

さらに、銀行は、信頼できる独立した情報源に基づいて、ID を検証すること、検証に用いた資料を複製して保存することが義務づけられている。

「マネーロンダリング防止・テロ資金対策に係る通知 (MAS Notice 626)」のガイドラインでは、自然人の本人確認書類には、本人の写真を含むものの提示を求めるべきであるとされている。